

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第20号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程等の一部を改正する規程

(京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部改正)

第1条 京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(家族割引普通券の発売)</p> <p>第8条の3 家族割引普通券は、次の各号に掲げる旅客に対し、発売する。</p> <p>(1) 通勤定期券等（第3条第4項に規定する通勤定期券、通勤通学定期券（甲）、通勤通学定期券（乙）及び全線定期券、第25条に規定する乗継通勤定期券、京都市乗合自動車旅客連絡運輸規程第3条に規定する連絡通勤定期券、京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程第9条に規定する乗合自動車・高速鉄道連絡通勤定期券及び乗合自動車・高速鉄道共通全線定期券並びに京都市バス・阪急電鉄2WAY連絡定期券に関する要綱に規定する京都市バス・阪急電鉄2WAY連絡定期券（通勤）をいう。以下同じ。）のいずれかを所持する者及びその同伴する家族（当該所持者と同居する2親等以内の家族及びその配偶者をいう。以下同じ。）</p>	<p>(家族割引普通券の発売)</p> <p>第8条の3 家族割引普通券は、次の各号に掲げる旅客に対し、発売する。</p> <p>(1) 通勤定期券等（第3条第4項に規定する通勤定期券、通勤通学定期券（甲）、通勤通学定期券（乙）及び全線定期券、第25条に規定する乗継通勤定期券、京都市乗合自動車旅客連絡運輸規程第3条に規定する連絡通勤定期券、京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程第9条に規定する乗合自動車・高速鉄道連絡通勤定期券及び乗合自動車・高速鉄道共通全線定期券並びに京都市バス・阪急電鉄2WAY連絡定期券に関する要綱に規定する京都市バス・阪急電鉄2WAY連絡定期券（通勤）、<u>京阪バス連絡専用割引定期券</u>に関する要綱に規定する<u>京阪バス連絡専用割引定期券（通勤）</u>をいう。以下同じ。）のいずれかを所持する者及びその同伴する家族</p>

(旅客運賃の無料)

第60条 条例第12条第2項により、本市の区域内に住所を有する旅客（本市の発行する京都市重度障害者タクシー利用券の交付を受けた者を除く。）で、次の各号に掲げるものの旅客運賃は、無料とする。

(1)・(2) (略)

(3) 児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者1人

ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）、同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し、又は通所している児童

イ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校又は同法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級に通学し、又は同項の規定により教育を受けている児童及び生徒

(4)から(6)まで (略)

(当該所持者と同居する2親等以内の家族及びその配偶者をいう。以下同じ。)

(旅客運賃の無料)

第60条 条例第12条第2項により、本市の区域内に住所を有する旅客（本市の発行する京都市重度障害者タクシー利用券の交付を受けた者を除く。）で、次の各号に掲げるものの旅客運賃は、無料とする。

(1)・(2) (略)

(3) 児童又は生徒で次に掲げる者及びその介護者1人

ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）、同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し、又は通所している児童及び同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童

イ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校又は同法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級に通学し、又は同項の規定により教育を受けている児童及び生徒

(4)から(6)まで (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程（令和3年9月30日）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="236 454 687 551">附 則（令和3年9月30日） （施行期日）</p> <p data-bbox="193 577 320 613">1 （略）</p> <p data-bbox="236 638 384 674">（経過措置）</p> <p data-bbox="193 701 799 1106">2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した一日乗車券カード及び昼間割引回数券は、当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。</p> <p data-bbox="193 1133 320 1169">3 （略）</p>	<p data-bbox="882 454 1334 551">附 則（令和3年9月30日） （施行期日）</p> <p data-bbox="837 577 965 613">1 （略）</p> <p data-bbox="882 638 1031 674">（経過措置）</p> <p data-bbox="837 701 1445 1106">2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した一日乗車券カード、<u>昼間割引回数券及び回数券カード</u>は、当該乗車券を別に定めるところにより使用することができる。</p> <p data-bbox="837 1133 965 1169">3 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)